

京都市告示第6 1 9 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年12月27日

京都市長 松井 孝治

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点
1	淀水0049号	伏見区淀際目町362番地の2地先 同町377番地の2地先
2	淀水0050号	伏見区淀際目町362番地の2地先 同町377番地の2地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)